

令和5年度「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」のご案内

埼玉県は、燃料を減らす生産者の 取組みを支援します。

- ✓ 燃料を使用する施設経営生産者（野菜、花き、果樹、きのこ類）が対象です。
- ✓ 補助率1/2以内（上限額あり）で、ヒートポンプや循環扇、内張資材等が導入できます。
- ✓ 事業を要望する生産者は、お住いの地域の事業実施主体（JA、市町村、地域農業再生協議会等）を通じて県に申請してください。

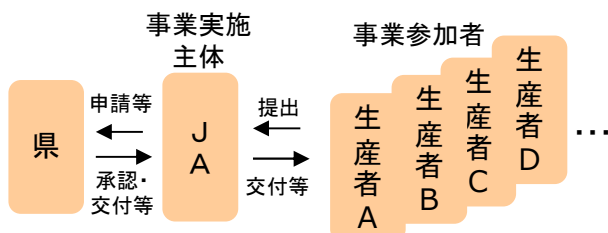
募集期限

第1回締切：令和6年2月22日まで

第2回締切：令和6年4月12日まで

（生産者→JAあさか野） ※第1回で要望が予算を超えた場合、第2回の募集はありません

事業スキーム



- ・生産者は、事業実施主体（JAあさか野）へ計画書等を提出
- ・県は事業実施主体に対し計画承認、補助金交付等

事業実施主体

- ・JAあさか野
※朝霞市、志木市、和光市、新座市内生産者を受付

対象となる生産者（事業参加者）

- 燃料**（重油、灯油、LPガス、LNG）を**使用した加温施設**を使用する生産者（野菜、花き、果樹、きのこ類）
- 燃料使用量の削減計画**（3年間で5%以上の燃料削減）の作成（要望額が予算を超過した場合は燃料削減率の高い事業参加者から優先採択します）

補助対象



区分	対象例
機器類	ヒートポンプ、循環扇、多段サーモ、局所加温装置等
被覆資材	内張（固定・カーテン等）資材等
事業推進費	申請等事務に要する費用（事業実施主体のみ）

補助率1/2以内。詳細は裏面参照。



（農水省HP）

「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル」（農林水産省生産局、平成30年10月）に掲載された、燃料使用量削減に資する機器・資材等が補助対象になります。

お問い合わせ先
埼玉県さいたま農林振興センター
地域支援担当 山口

メール：p2224923@pref.saitama.lg.jp
電話：048-822-2492

埼玉県「省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業」

＜補助対象となる機器・資材等＞

- 「省エネルギー生産管理マニュアル（改訂2版）」（農林水産省生産局、平成30年10月）に掲載された、燃料使用量削減に資する機器・資材等が補助対象になります。

対象	補助対象範囲	補助率・補助額上限
【機器類】 ヒートポンプ 循環扇 多段サーモ 局所加温装置 木質バイオマス暖房 等	【補助対象となるもの】 機器代、付帯設備代（架台、ダクト等空調補助設備等）、設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事含む）等。リースによる導入も可。 【ならないもの】 廃棄・撤去費、消耗品等購入費、キュービクル（受電設備）等。 【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。燃料削減機能向上に係る機器への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。	補助率1/2以内かつ 上限額1,000万円/生産者
【被覆資材】	【補助対象となるもの】 ・内張（固定・カーテン等）の被覆資材代、付帯資材代及び設置工事費等。 【ならないもの】 ・廃棄・撤去費、消耗品等購入費は対象外。通常の外張被覆は対象外（多重化部分は対象）。 【更新等の扱い】 新規導入、追加導入及び耐用年数が超過していない場合でも燃料削減機能向上に係る更新は対象。燃料削減機能向上に係る資材への切り替えでない更新は、耐用年数を超過していれば対象。	補助率1/2以内かつ 上限額100万円/生産者
【事業推進費】 <small>※事業実施主体のみ</small>	【補助対象となるもの】 ・賃金、郵送代、コピー代、事務消耗品、会議開催費等	定額かつ生産者への総 補助額の2%以内(補助 率10/10)

※いずれも交付決定後の着手分が補助の対象です。また、消費税分は補助対象になりません。

＜生産者が申請に必要な書類（→事業実施主体に提出）＞

- 事業実施計画（事業参加者用）
- 補助対象の内容がわかる資料（見積書、カタログ等）、対象施設の根拠となる資料（共済等加入資料）等

＜事業実施主体が申請に必要な書類（→県に提出）＞

- 事業実施計画書（事業実施主体用）
- 生産者の実施計画を取りまとめたもの

本事業に関する問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	担当する市町村名
JAあさか野 指導経済部 営農支援課	048-451-1122（代）	朝霞市、志木市、和光市、新座市